

奈半利川水系 流域での取組と検討事項

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる



1 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 河川整備の推進【高知県、北川村】
- (2) 適切な河川等の維持管理【高知県】
- (3) 清水バイパスの整備【高知県】
- (4) 内水排除【高知県、田野町】

2 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) ダム事前放流の実施【高知県、電源開発】
- (2) 森林の保全・整備【四国森林管理局、森林整備センター、高知県、田野町、奈半利町、北川村、馬路村、流域関係者】
- (3) 農地の保全・整備【高知県、田野町、奈半利町、北川村、馬路村、流域関係者】

3 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 砂防関係施設の整備【高知県】
- (2) 流木対策の推進【四国森林管理局、高知県、流域関係者】
- (3) 地震・津波対策【高知県】

4 水害に「そなえる」対策

- (1) 土地利用の検討【田野町】
- (2) 水害リスクの低い地域への重要施設の移転【田野町、奈半利町】
- (2) 水位計・カメラの設置、水位情報及び土砂災害警戒情報等の提供【高知県】
- (3) 避難の判断に必要な情報の提供【高知県】
(高知県防災アプリの活用)
- (4) 各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定、公表【高知県】
- (5) 各種ハザードマップの作成、公表、周知【田野町、奈半利町、北川村、馬路村】
- (6) 安全な避難のための取組・防災教育【高知県、田野町、流域関係者】
(要配慮者利用施設避難確保計画の作成の促進、防災教育・避難訓練の実施)
- (7) 発災時の応急措置及び発災後の早期復旧のための取組【国、高知県】
(防災拠点と緊急輸送ルートの確保)

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる

奈半利川

奈半利川水系における治水対策の整備目標は、河川の規模、沿川の人口・資産状況や県内の他河川とのバランスを考慮した結果、奈半利川長山地点から下流について、年超過確率1/50の規模の降雨による洪水を安全に流下させることとし、引堤や河道掘削等による河道の整備を行う。



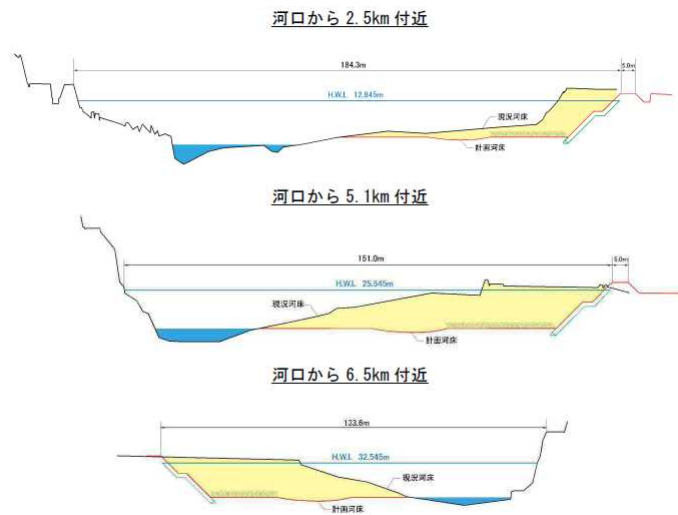
野友大橋下流



長山橋下流（電源開発事務所など）

出典：北川村提供

【平成 26 年 8 月洪水による浸水状況】



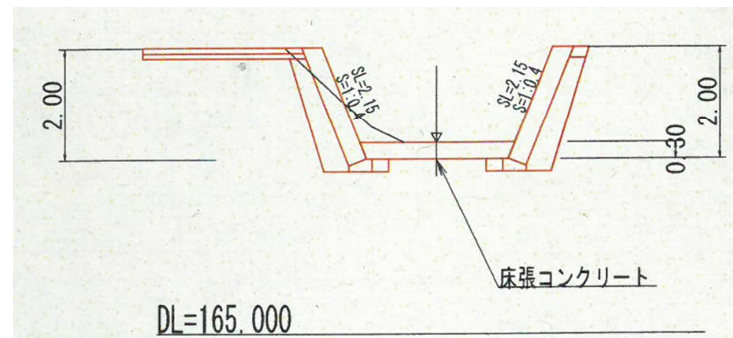
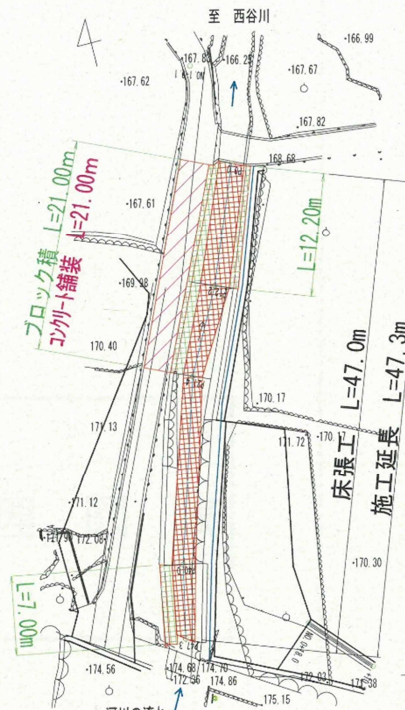
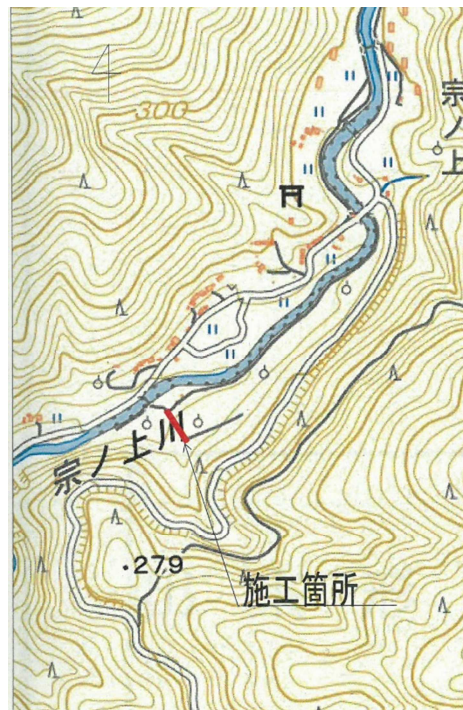
【主要地点横断面（奈半利川）】

全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
左岸 護岸・築堤 L=2350m	護岸L=620m 築堤L=650m	護岸L=30m			護岸・築堤 L=1700m
右岸 護岸・築堤 L=500m	築堤L=150m	護岸・築堤 L=10m	護岸・築堤 L=50m	護岸・築堤 L=50m	護岸L=390m 築堤L=240

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

イジケ谷川

奈半利水系イジケ谷川は、北川村南部の宗ノ上地区を流れる西谷川支線であり、流域には主要村道である落合宗ノ上線がある。近年、県営圃場整備事業における北川モデル事業の整備地となっており、新規就農者等のアクセスも増え、流域の重要度が一段と高まっているため、圃場整備工事と併せて河川改修による治水安全度の向上を図る工事をR3年度に実施した。近年の浸水被害としては、平成26年の台風11号災害時に越水や吸い出し等により流域河川の護岸構造物が甚大な被害を被った。このため、護岸整備を行い、一部区間の劣化した護岸の能力向上を図り、農地等への浸水被害の防止・軽減につなげる。



施工前



施工後

洪水の流下に支障を及ぼす土砂の撤去を毎年度実施。
局所洗堀や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

奈半利川

土砂堆積状況



土砂撤去後



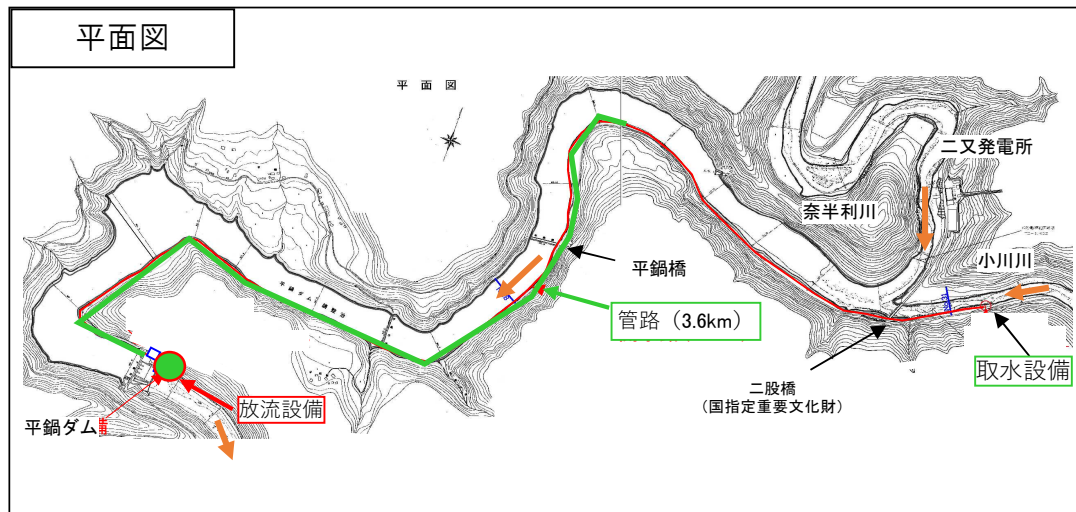
西谷川



奈半利川では、発電を目的に3つのダム（魚梁瀬・久木・平鍋）が建設されており、発電のための取水の結果、特に平鍋ダム下流の減水区間で、流水の減少による河川環境の悪化により、観光資源など地域経済への影響や人と川との共生が損なわれ、流域の自治体や漁業関係者などから、改善の要望書が提出されるなど社会的な問題となっている。

そこで、支川の小川川から清水バイパスにより清水を取水し、ダム下流に放流させることにより、減水区間の水質の改善や流水の量を増やすことが可能になるなど、良好な河川環境の再生が図られる。

清水バイパス



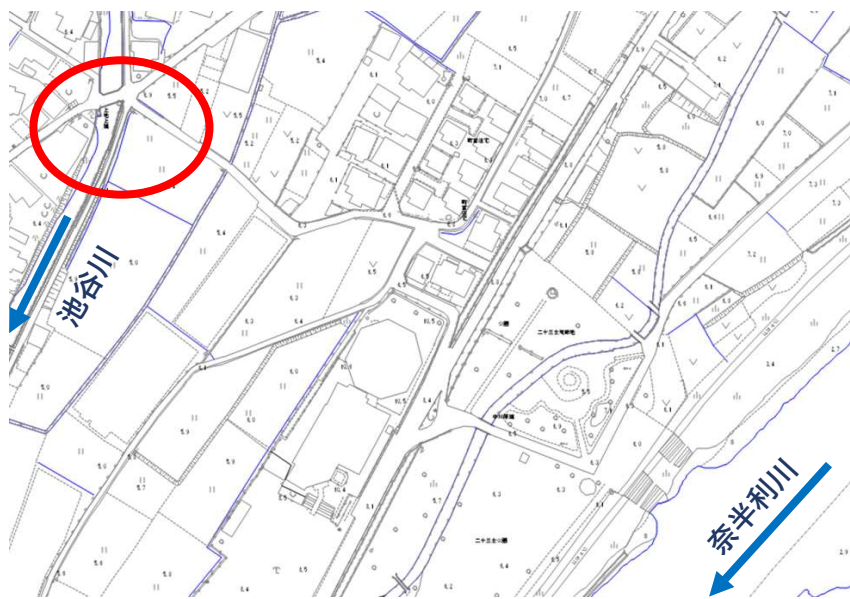
清水バイパス事業	工種	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設 管路施設 放流施設 							



浦山ダムの事例（埼玉県：水資源機構）



出水時、奈半利川・池谷川・丈々川の水位上昇に伴い、内水の排除が困難となる区域が存在する。
内水排除の方法等について、県、田野町で検討を行う。



平成30年7月豪雨



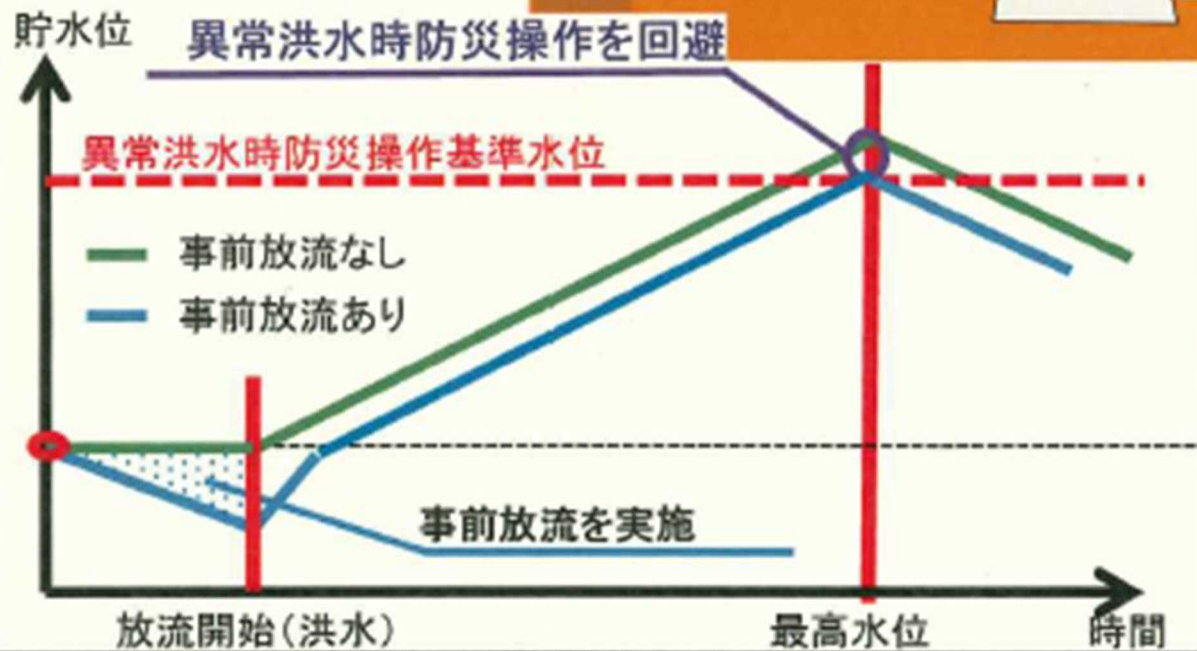
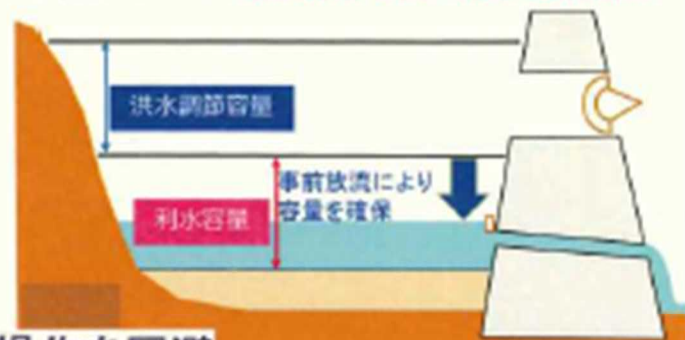
令和3年3月豪雨



✓河川やダム等の施設能力を上回る洪水が発生するおそれがあるとき、水力発電、水道用水等に使用するために蓄えられている水の一部を放流する「事前放流」の実施により、台風等による洪水に備えることが求められている。

✓このことから、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者の間で事前放流の実施に向けお互いが協力していく旨を記載した治水協定を締結。

(11水系、26ダム)



	水系	ダム名	管理者
1	吉野川	早明浦ダム	水資源機構
2		大橋ダム	四国電力
3		長沢ダム	四国電力
4		大森川ダム	四国電力
5		穴内川ダム	四国電力
6		稲村ダム	四国電力
7	物部川	永瀬ダム	高知県河川
8		吉野ダム	高知県企業局
9		杉田ダム	高知県企業局
10	仁淀川	大渡ダム	国交省
11		桐見ダム	高知県河川
12		筏津ダム	四国電力
13	渡川	中筋川ダム	国交省
14		横瀬川ダム	国交省
15		初瀬ダム	四国電力
16		津賀ダム	四国電力
17	鏡川	鏡ダム	高知県河川
18	松田川	坂本ダム	高知県河川
19	香宗川	鎌井谷ダム	高知県河川
20	以布利川	以布利川ダム	高知県河川
21	伊尾木川	伊尾木川ダム	四国電力
22	国分川	休場ダム	四国電力
23	奈半利川	魚梁瀬ダム	電源開発
24		久木ダム	電源開発
25		平鍋ダム	電源開発

○国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要

○そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地29,886ha 耕地面積26,600ha 水田面積20,100ha 水稻作付面積11,300ha

※令和2年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和3年度まで
流域のほ場整備面積	42.1

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H28	H29	H30	R元	R2
取組面積(活動組織数)	101(3)	112(3)	112(3)	126(4)	126(4)

※1組織は安田川流域のエリアと重複

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄から敬遠されるため、耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
整備済面積	10,029	10,046	10,067	10,094	10,120	⇒	10,331
単年度整備	14.9	17.2	21.0	27.1	25.8	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H28	H29	H30	R元	R2	・	R5(目標)
取組面積	9,339	9,253	9,437	9,211	9,603	⇒	9,800
組織数	334	331	341	333	336	⇒	-

※交付金対象農地は、農振農用地

○国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要

○そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地29,854ha 耕地面積27,000ha 水田面積20,400ha 水稻作付面積11,400ha

※令和元年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和元年度まで
流域のほ場整備面積	172

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H29	H30	R元	R2	R3
取組面積(活動組織数)	26(1)	26(1)	26(1)	26(1)	26(1)

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	・	R5(目標)
整備済面積	10,014	10,029	10,046	10,067	10,092	⇒	10,331
単年度整備	10.2	14.9	17.2	21.0	25.2	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	・	R5(目標)
取組面積	8,940	9,339	9,253	9,437	9,211	⇒	9,800
組織数	318	334	331	341	333	⇒	11

※交付金対象農地は、農振農用地

- 奈半利川流域市町村には、民有林1.5万ha、国有林2.2万ha、計3.7万ha（うち人工林3.3万ha）の森林（流域市町村の土地面積の約93%）が存在。
- これまでの5年間に於いて、植林や間伐などの森林整備事業を2,878ha、溪間工41箇所、山腹工6.44haの治山事業を実施。
- 森林は山地災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け森林整備・保全の実施が重要。

奈半利川流域の森林の整備・保全に向け、関係機関と連携し森林整備及び治山事業を計画的に実施し、樹木の生長や下層植生の繁茂を促し森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。

I 森林の有する機能について

1. 持続可能な森林経営

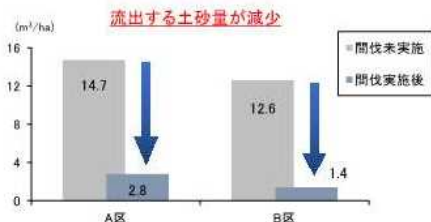
森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、適切な森林の経営管理により、豊かな人工林資源を「伐って、使って、植える」という形の循環利用が必要。



※ 出典：林野庁ホームページ

2. 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土砂流出を抑制。



※ 恩田裕一編(2008)人工林荒廃と水・土砂流出の実態
※ 土砂量：2006年6月～11月の6ヶ月間、総雨量：1,048mm

※ 出典：林政審議会（林野庁）資料

III 森林の整備・保全

植林



間伐



(実施前)

(実施後)

水源林の整備



針広混交林



育成複層林

治山事業



溪間工

II これまでの実施状況（過去5年間の実績）

(単位：ha、溪間工は箇所)

		H28	H29	H30	R元	R2	計
森林整備事業		601	652	513	630	482	2,878
治山事業	溪間工	2	6	9	10	14	41
	山腹工	0.93	0.53	1.16	2.48	1.34	6.44

※ 高知県の森林・林業・木材産業及び四国森林管理局業務資料より
※ 与市明川流域に係る高知県の市町村内の実績を計上

◆森林の整備・保全を行う機関と事業◆

林野庁 四国森林管理局：森林整備事業、治山事業

(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 高知水源林整備事務所：水源林造成事業

高知県：造林事業、木材安定供給推進事業、緊急間伐総合支援事業、山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、山地防災事業等

市町村：森林環境譲与税を活用する事業等

保安林の整備

土砂の流出、崩壊の防備や水源のかん養等の機能が特に求められる森林は「保安林」に指定し、良好な森林に整備しています。

保安林には、災害を防止するための「えん堤」を整備したり、崩壊地の植生を回復したりする「治山事業」の実施を推進しています。



〔魚梁瀬ダム周辺〕

保安林の種類	面積 (ha)	保安林の種類	面積 (ha)
水源かん養	25,898	土砂崩壊防備	203
保健	732	干害・潮害防備	153
土砂流出防備	700	計	27,170

〔注〕保安林の計の面積は、保安林の種類ごとの重複を除く面積

(国有林治山事業)

令和4年12月作成

No	箇所名	工種	数量	備考
①	うしろやま 後口山	谷止工	1基	R4.7.14完成
②	みなみかたにやま 南亀谷山	谷止工	1基	R4.12.9完成
③	こやしきやま 小屋敷山	山腹工	0.09ha	R4.12.9完成
④	おほやま 大戸山	山腹工	0.17ha	R5.2.上旬完成予定
⑤	ほろやま 宝蔵山	山腹工	0.14ha	R5.3.上旬完成予定
⑥	とろやま 柳谷山	谷止工	1基	R5.3.下旬完成予定
⑦	うしろやま 後口山	護岸工	3箇所	R5.3.下旬完成予定
⑧	たにやまきたらやま 谷山北平山	谷止工	1基	R5.3.下旬完成予定
⑨	にしまたひやしまたやま 西又東又山	谷止工	1基	R5.3.下旬完成予定
⑩	くまやま 久木山	谷止工	1基	R5.12.下旬完成予定
⑪	ゆきすたにやま 矢筈谷山	谷止工	1基	R5.12.下旬完成予定

(民有林直轄治山事業)

No	箇所名	工種	数量	備考
⑫	ひらたべ 平鍋	谷止工	1基	R4.9.30完成
⑬	ひらたべ 平鍋	谷止工	1基	R5.3.下旬完成予定
⑭	おろたに 大谷	谷止工	1基	R5.12.下旬完成予定

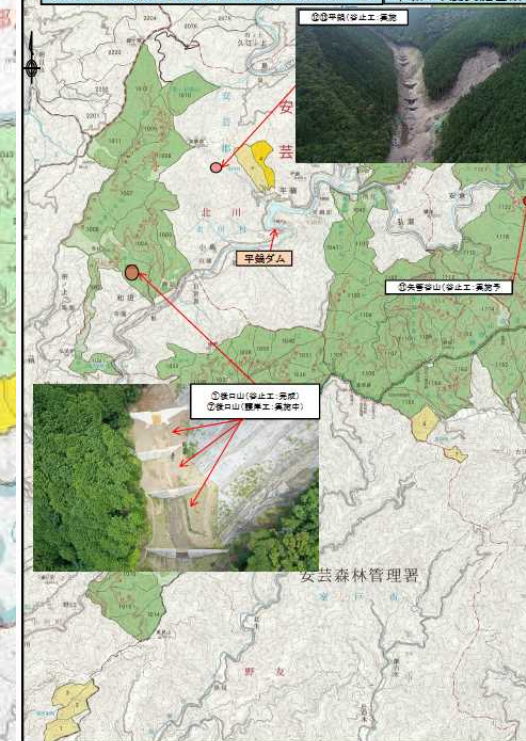
奈半利川流域における治山事業実施状況(1)

令和4年度実施箇所



奈半利川流域における治山事業実施状況(2)

令和4年度実施箇所

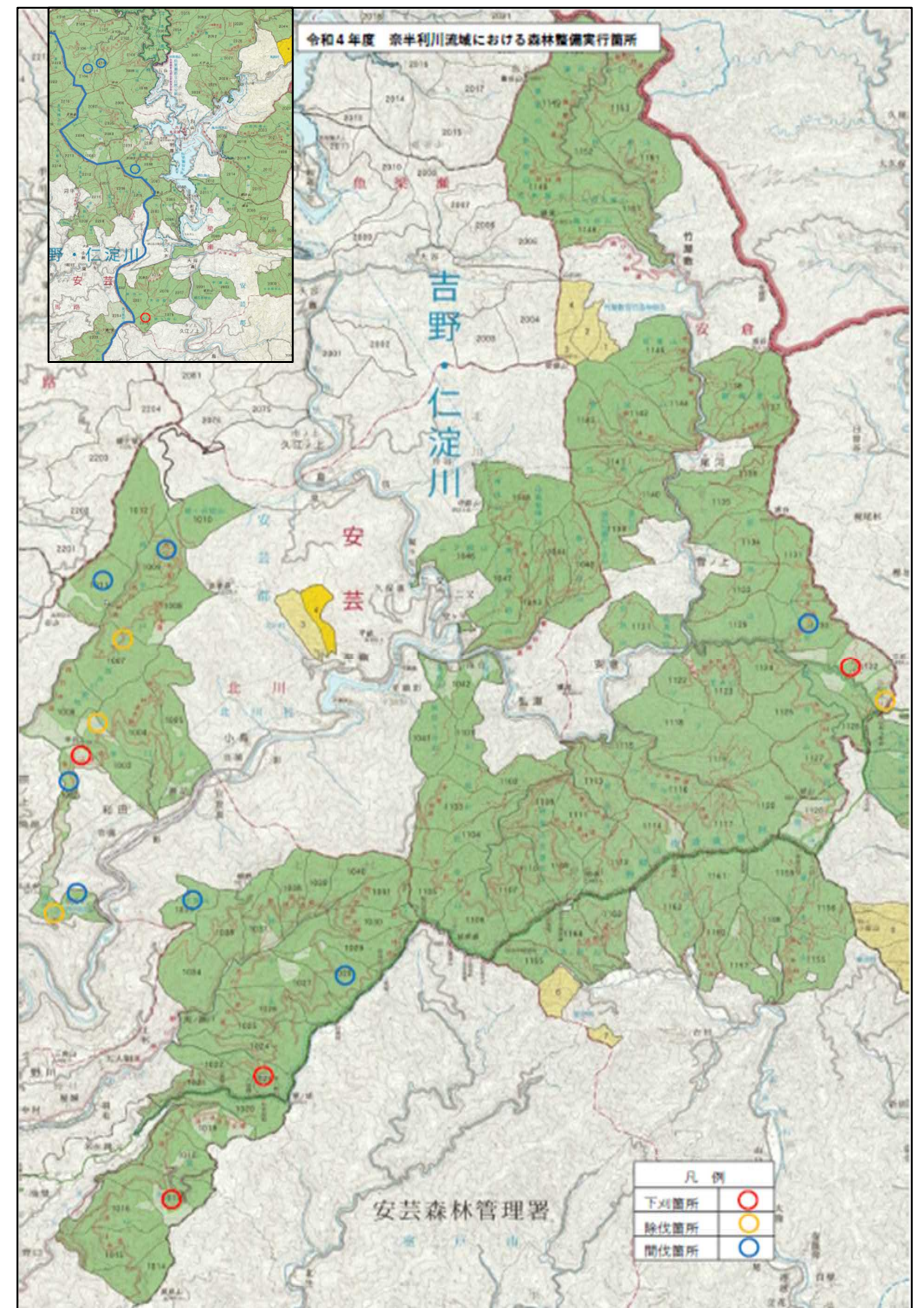


奈半利川流域の森林整備実行量推移

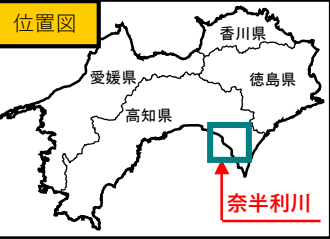
令和4年8月作成

単位：ha

年度	森林整備作業種			
	下刈	除伐	間伐	計
21	57.40	88.13	200.40	345.93
22	66.41	75.83	221.22	363.46
23	75.08	101.55	320.20	496.83
24	79.94	70.50	168.32	318.76
25	67.06	46.14	485.13	598.33
26	32.11	23.83	263.67	319.61
27	21.89	20.80	464.30	506.99
28	25.78	84.55	282.42	392.75
29	26.61	50.79	456.95	534.35
30	45.20	—	597.90	643.10
R1	45.65	24.31	391.11	461.07
R2	25.14	14.35	463.13	502.62
R3	25.06	24.58	341.55	391.19
R4予定	2.28	40.07	229.75	272.10



- 奈半利川流域を含む北川村では、土砂災害警戒区域137箇所、土砂災害特別警戒区域132箇所がある。
- 砂防関係施設の整備により、土砂や流木の流出を防止・抑制する。



全体計画	R3年度まで	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度以降
菅蒲川（砂防）		用地買収			R9年度完成

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

菅蒲川(砂防)

四国森林管理局、四国地方整備局
高知県治山林道課、高知県防災砂防課

- 激甚化する自然災害において、被害を拡大する流木災害からいのちと暮らしを守るため、流木の発生抑制、発生流木の捕捉を効果的に組み合わせ、より確実な対策を推進
- 今後、治山・砂防といった流域の関係者の連携をさらに強化し、流木対策を加速化

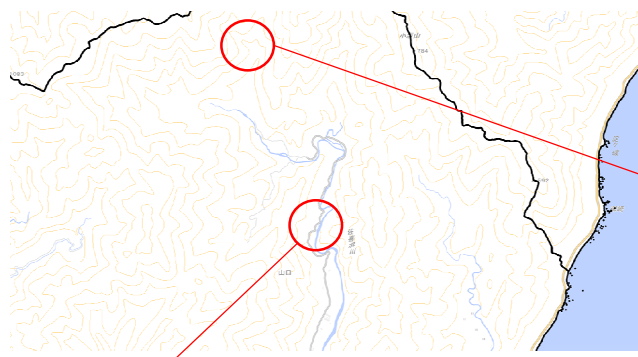
流木をとりまく情勢

近年、流木による被害拡大が多発



R4.8月の大雨でも流木により被害が拡大

高知県内の連携事例 (佐喜浜川流域)



上流側に谷止工を設置 (治山事業)

上流域で森林からの流木の発生を抑制しつつ、仮に流木が発生した場合でも下流の施設でこれらを確実に捕捉



下流側に流木捕捉工を設置 (砂防事業)

高知県の流域治水に基づく対策において **治山・砂防の連携を強化** して、 **流木対策を加速化** し、 **被害の最小化を実現** していく

流域の関係者が協働 して対策に取り組む **流域治水の加速化** が、 **激甚化する自然災害の被害の最小化** には重要

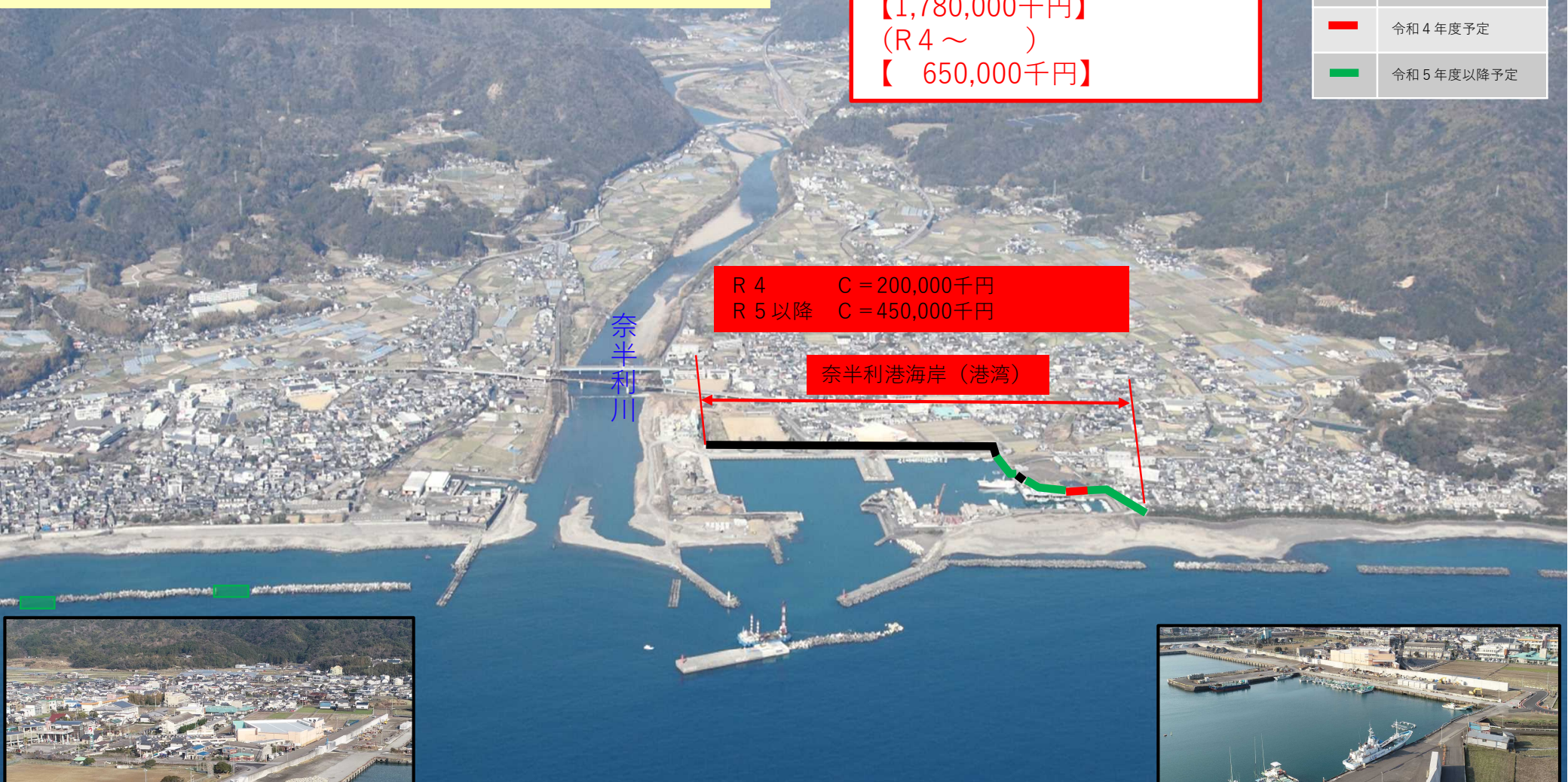
治山事業は森林の対策、砂防事業は溪流の対策により流域治水に参画



■ 奈半利港海岸の地震・津波対策
 <津波被害の最小化に向けた海岸の地震・津波対策>

海岸事業C = 約 2.5 億円
 (~ R 3)
 【1,780,000千円】
 (R 4 ~)
 【 650,000千円】

凡例	整備年度
—	令和3年度まで
■	令和4年度予定
■	令和5年度以降予定



R 4 C = 200,000千円
 R 5 以降 C = 450,000千円

奈半利港海岸（港湾）



対策状況

全体計画	R3まで	R4	R5	R6	R7以降
L=910m	660m	16m	15m	20m	199m

※R4年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり



対策状況

高規格道整備・重要施設移転に伴う課題

○阿南安芸自動車道の整備が進む中、本町においても事業化の発表があった際には、ルートが示された区域内外の適切な土地利用について検討が必要。特に、IC周辺は利便性や利用価値から民間開発の需要も高まるため、土地利用のコントロールによる計画的なまちづくりが必要。



○田野町総合計画において、土地利用に関する計画を重点施策として策定。

具体的なルート等が示される際にはさらに詳細な計画づくりを行い、土地全体の用途を決定していく。

重点施策4 時代にあった地域をつくる



1 数値目標 (KGI)

指標	数値目標
今後も田野町に住み続けたい人の割合 (住民意識調査)	80% (現状：71.7%)

2 基本的方向

(1) 本重点施策において進めようとするそれぞれの施策は、東部地域における本町の立地、現状の人の流れがあつてこそと分析されます。本町は地域の防災拠点となる中芸消防本部や救護病院、地域の交流拠点となる道の駅田野駅や各種商業施設等、拠点機能を持つ多くの地域資源を有しています。これらの資源を最大限活用し、本重点施策において進めようとするそれぞれの施策の実現を図るため、周辺の土地利用、道路整備等も踏まえた田野町の将来像を明確化していきます。

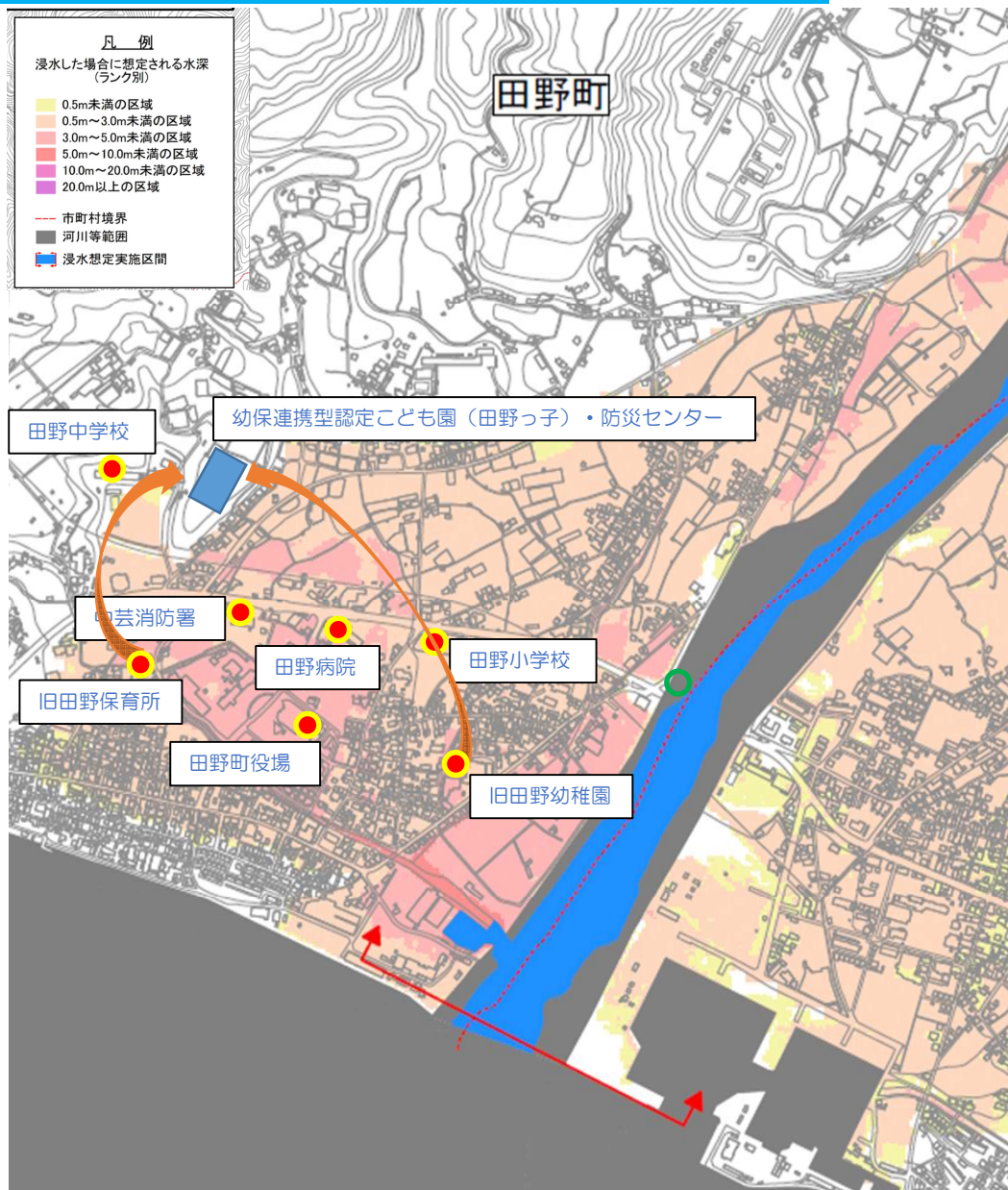
(2) 子どもは地域の宝であり、将来を担っていくかけがえのない存在です。そのためにも心豊かで郷土愛を育む田野っ子の育成には、家庭、学校、地域の連携が必要不可欠であることから、各種団体や関連機関等とも協力しながら町全体で取り組む事業を展開していきます。

(3) 安心・安全な地域づくりには、「地域医療の充実」を図ることが重要であり、大規模災害時等の際には地域に居住する医師が必要とされることから、地域医療機関との密な情報交換等を行いながら、国・県の実施する事業等の動向にも注視し、様々な角度からの支援策を模索していきます。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合い言葉に、事前防災・減災対策を進めることで、災害に強い安全・安心な地域をつくり、地震や津波に対する不安を払拭していきます。

(4) 「四国一小さなまち 田野町」を今後一層、魅力あふれる元気なまちにしていくためには、町民の地区活動の活性化はもちろんのこと、町外や県外等、外からの視点も重要となってきます。多様な学びの機会を創出し町民の意識高揚を図るとともに、移住者や外部人材の活用により、地元の人たちでは気が付かない魅力を掘り起こし発信することで、活力あるまちづくりに取り組みます。

洪水想定浸水区域図（最大想定）

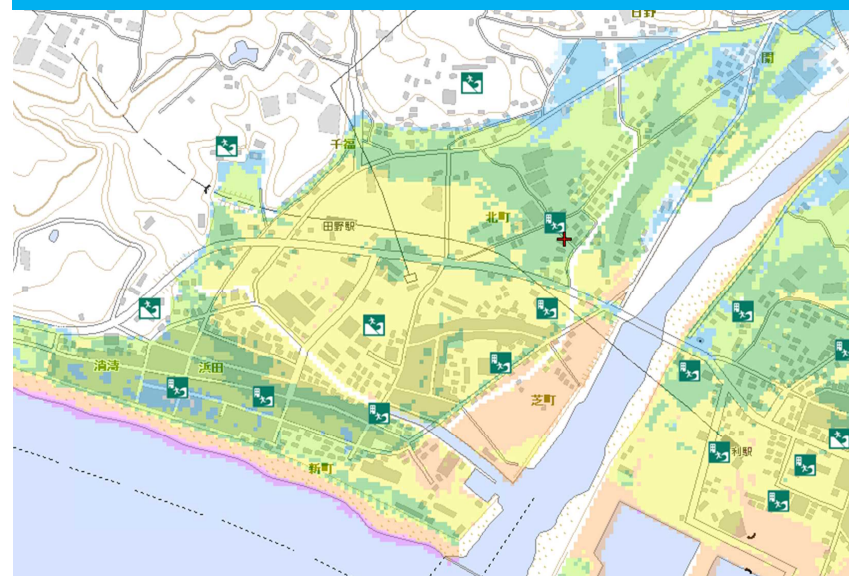


▼奈半利川の洪水想定浸水区域図（最大想定）による被害想定エリアは、津波浸水区域とほぼ同様の範囲が想定されているが、田野町役場庁舎を含め田野町内の重要施設の殆どはその浸水想定区域内にある。行政面積の小さい当町においては、移転先の確保が困難であり、大規模な高台移転の実現は難しい。

▼しかしながら、南海トラフ地震による津波被害や洪水による浸水被害が生じた場合においても、行政機能を維持することが必要不可欠なことから、津波浸水想定区域外に「防災センター」を設置し、発災後の速やかな業務継続を目指す。

▼また、共に浸水区域にあった保育所、幼稚園を幼保連携型認定こども園として、同高台に移転することにより、避難等に比較的時間を要することが考えられる乳幼児の安全対策を図った。

津波想定浸水区域図



奈半利町防災センターは奈半利町役場が、南海トラフ地震発生時、津波による約4mの浸水が想定されており、役場機能が失われる恐れがあるため、発災後、役場機能の継続、奈半利町の早期復旧を目的とした災害対策本部を設置するために海拔32Mの高台である宮ノ岡に建設いたしました。被災時には役場機能を担い災害対策本部として活用されるだけでなく、避難者の収容なども可能としています。

この防災センターは防災の拠点として、安全で安心な地域づくりに向けた、危機管理体制の確立や、防災思想の普及啓発、住民への防災研修などその中核を担うものとなっており、災害に強いまちづくりへの基盤となっております。

また、平常時は研修や防災訓練の場として町民の皆様にご利用いただくことが可能となっております。



高知県水防情報システム

TOP | 雨量 | 水位(全局) | 通常水位局 | 危機管理型水位局 | ダム | 潮位 | 堰 | カメラ |

| 状況図 | 現状表 | 一覧表 |

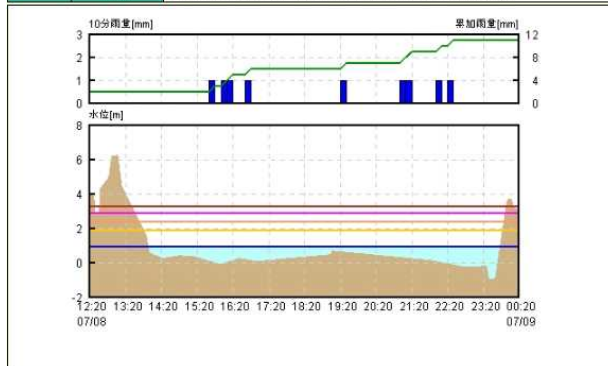
水位(全局)状況図(高知) 2021年07月27日08時40分 現在
アイコンをクリックするとグラフが表示されます。



水位グラフ

2022年07月09日 01:00 表示 10分 間隔表示

観測局情報			
雨量局	観測所名	魚梁瀬	フリガナ ヤナセ
	所在地	高知県安芸郡馬路村(緯度:33度37分7.0秒 経度:134度5分21.0秒)	
水位局	観測所名	野友	フリガナ ノモ
	河川名	奈半利川	管理番号 高知(河)
	水系名	奈半利川	
	所在地	高知県安芸郡北川村(緯度:33度26分54.0秒 経度:134度2分27.0秒)	



凡例

- 10分雨量(mm)
- 累加雨量(mm)
- 水位(m)
- はん濫危険水位(3.30m)
- 避難開始水位(2.90m)
- はん濫注意水位(2.40m)
- 氷砕回復極水位(1.90m)

高知県 水防観測情報

【観測情報】

雨量観測情報

水位観測情報

ダム観測情報

堰観測情報

河川監視カメラ情報

潮位観測情報

【リンク】

こうち防災情報

高知県

川の防災情報(国土交通省)

川の水位情報

気象庁

現在LIVE

平常時

カメラ局名	呉伊地橋
フリガナ	タツミハゼチハシ
管理者	高知(河)
水系名	奈半利川
河川名	池谷川
所在地	田野町 字堤ノ内



高知県防災アプリ

- ▼ 気象情報や避難情報、河川水位や土砂災害の危険度など避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知。
- ▼ カメラ機能では、24時間前から現在までの河川水位の変化などを確認可能。
- ▼ 防災マップ機能では、開設された避難所の位置やハザードマップ、避難所までのルートなどの確認が可能。
- ▼ グループ機能で家族や近所の方を登録しておけば、自分の安全を知らせたり、SOSを発信することが可能。
- ▼ 幅広い年代が使用できるよう、各年代に合わせた「一般モード」、「ジュニア（こども）モード」、「シニア（高齢者）モード」の切替機能あり。

自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

2020年4月1日（水）
最高気温 20℃ 最低気温 10℃
湿度 70% 100% 90%

防災情報、河川水位、避難所、気象情報、土砂災害、避難所までのルート、カメラ、グループ機能

高知県公式アプリ！
災害時に必要となる
防災情報をプッシュ通知で
お知らせします

高知防災
インストールはこちら！

高知市防災課

高知県防災アプリとは？

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの
防災情報をプッシュ通知でお知らせ

通知設定 プッシュ通知される防災情報や
市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や
避難情報などを表示

防災マップ 浸水想定区域や土砂災害警戒
区域など各種ハザードのほか、
開設中の避難所などを表示

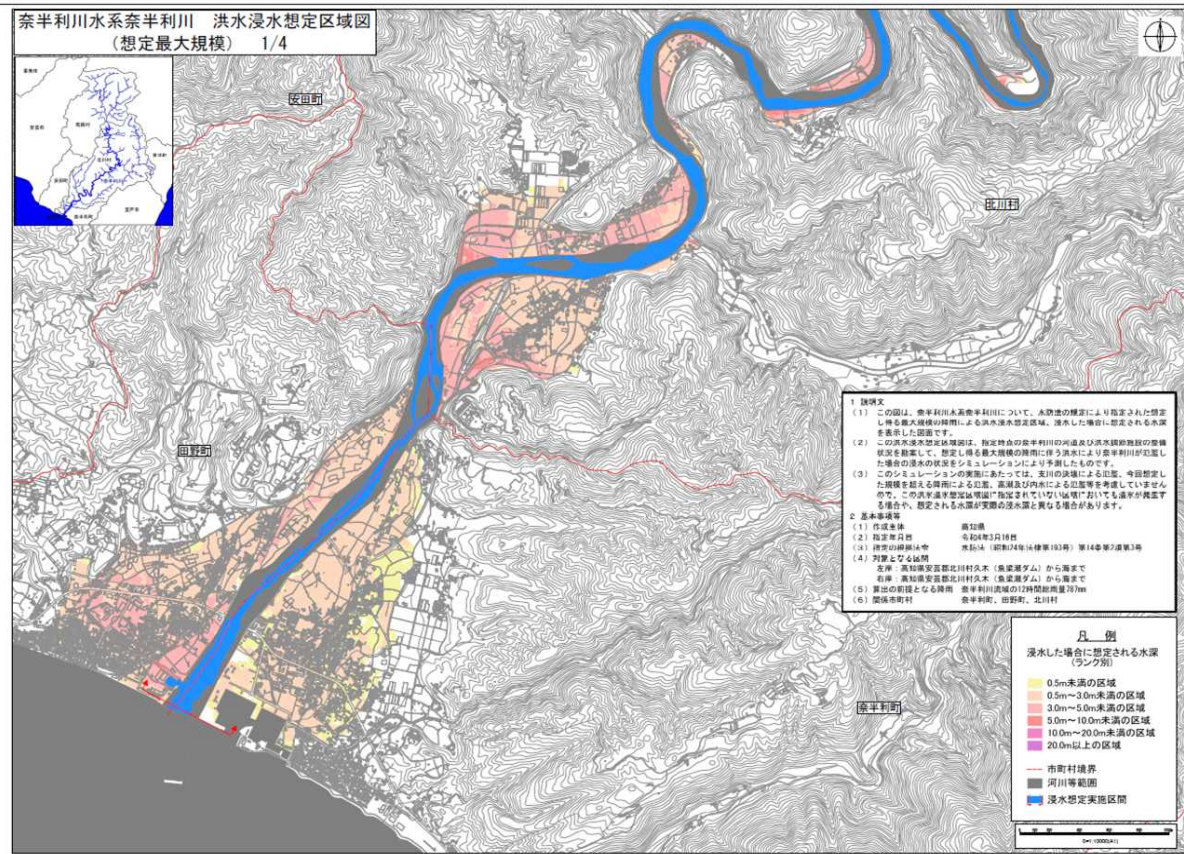
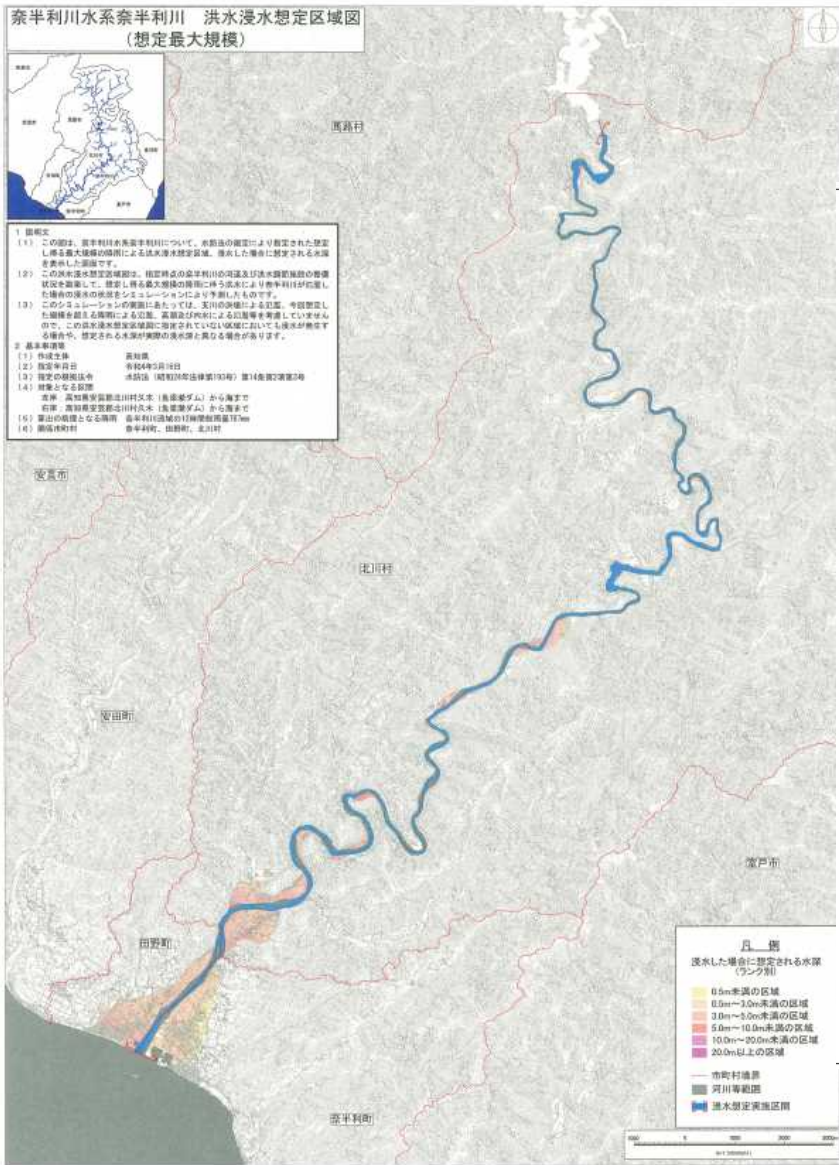
カメラ 河川カメラなどの
リアルタイム画像を表示

アプリ上で閲覧可能 最新情報を表示
過去24時間表示可能（一部）

その他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね！
日頃から利用し、
いざというときに備えよき！

高知県イメージキャラクター
てらしおくん

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
☎ 088-823-9320



『測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R.3.Hs.624』

○奈半利川流域を含む北川村では、土砂災害警戒区域137箇所、土砂災害特別警戒区域132箇所がある。

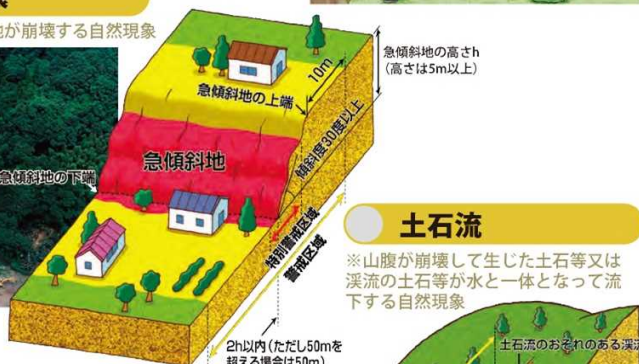
基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



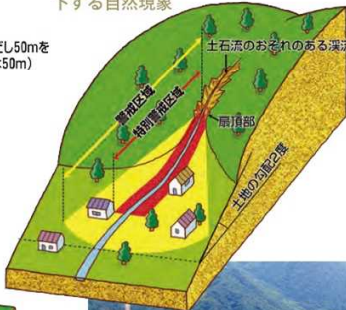
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域 (通称: イエローゾーン)

- 急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍 (50mを超える場合は50m) 以内の区域

- 土石流
 - 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

- 地滑り
 - イ 地滑り区域 (地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
 - ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は250m) の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称: レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

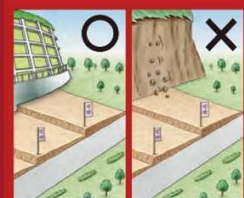


警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難準備を早めるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村】

警戒区域では

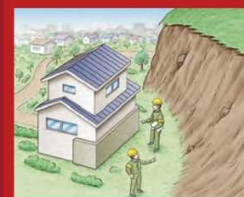
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅地等と隣り合わせに開発行為が行われるおそれがあるため、開発行為は、基準に合ったものに限定して許可されます。【国土交通省】

特別警戒区域ではさらに



建築物の構造規制
所有者が所有する建築物は、作用する土砂災害による被害を軽減するために、構造規制が定められる等に対して建築物の構造が安全であることと確認が求められます。【国土交通省】



建築物の移動告知
土砂災害に備え、住民が住む、住居等に著しい被害が生ずるおそれのある建築物の所有者等は、事前にそのおそれのある建築物の移動等を行い、移動等の動きを知らせます。【国土交通省】

○令和3年度に、高知県全域での土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定完了に合わせて、高知県土砂災害防止対策実施方針を策定。住民や行政などのあらゆる主体が、「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方針を相互に補完し合い、継続的に取り組むことで土砂災害に備える。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

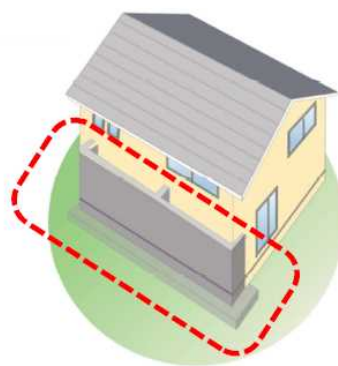
・住民自らの住宅補強を支援！
（「備えて住む」の支援事業）

（高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業補助金）

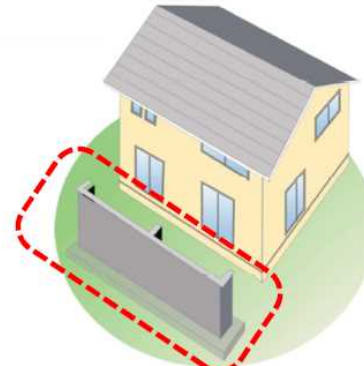
＜補助対象となる構造強化の例＞

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合



②防護壁を設置した場合



令和3年度に高知県全域で、土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに合わせて、安全な土地がない地域での建替等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁補強・防護壁の設置費用を一部助成（対象経費の3/4）する制度を、令和4年度に創設しました。

平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されたことから、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性についての高潮浸水想定区域図の作成を行い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。

令和3年度より県内3沿岸全域において高潮浸水想定区域図の作成に着手する。



(1) 津波防災地域づくりに関する法律の概要

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、最大クラスの津波から「何としても人命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせる総動員させる多重防御の発想により地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的として、平成23年12月に施行された。

基本指針（国土交通大臣）平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- 津波災害警戒区域
- 津波災害特別警戒区域

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

津波災害警戒区域

イエローゾーン＝警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

※土地利用や開発行為等に規制はかからない

津波災害特別警戒区域

オレンジゾーン＝土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が破損・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生じるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域

※病院等の要配慮者利用施設に規制が適用される

※オレンジゾーンの区域のうち、市町村の条例で定めた区域へ住宅等を制限用途に加える事ができる（レッドゾーン）



津波防災地域づくりパンフレット（国土交通省）から抜粋

防災マップ

すぐに持ち出せる場所に保管しましょう。

田野町

迷わずに 大きくゆれたら 高台へ

防災マップの使い方

このマップは、災害時に避難する施設や特に注意すべき場所などをまとめたものです。

最寄りの避難場所はどこか？
問い合わせ先は？

などを確認の上、分かりやすい所に保存、または携帯しておきましょう。
このマップの中で表示している「津波浸水予想区域」「土砂災害警戒区域」は、高規格が実施した区域に限っています。
これらの表示以外の場所でも気象条件などによっては、山崩れやがけ崩れなどが発生する可能性があります。



凡例

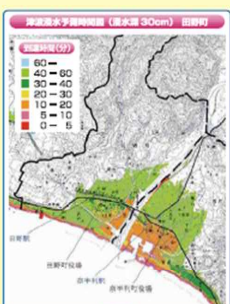
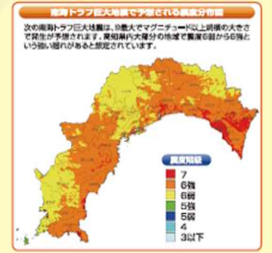
- 市役所
- 緊急避難場所
- 緊急避難場所(津波避難ビル)
- 緊急避難場所(津波避難タワー)
- 消防署
- 消防団
- 病院・診療所
- 津波浸水想定区域
- 津波対策区域
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(崩壊地)

名称	所在地	備考
1 市役所	田野町役所	
2 緊急避難場所	田野町立中央公民館	
3 緊急避難場所(津波避難ビル)	田野町立中央公民館	
4 緊急避難場所(津波避難タワー)	田野町立中央公民館	
5 消防署	田野町消防署	
6 消防団	田野町消防団	
7 病院・診療所	田野町立中央公民館	
8 津波浸水想定区域	田野町立中央公民館	
9 津波対策区域	田野町立中央公民館	
10 土砂災害警戒区域(土石流)	田野町立中央公民館	
11 土砂災害警戒区域(崩壊地)	田野町立中央公民館	

津波浸水予想時間別図 (津波高 30cm) 田野町

浸水時間(分)	浸水範囲
60	田野町立中央公民館
50	田野町立中央公民館
40	田野町立中央公民館
30	田野町立中央公民館
20	田野町立中央公民館
10	田野町立中央公民館
5	田野町立中央公民館
0	田野町立中央公民館

※この浸水予想区域及び津波対策区域は、高規格が平成26年12月10日公表した(高規格浸水想定)用図1つと大規模津波浸水想定を参照しています。
詳細については防災課まで、平成26年10月1日公表したものを、避難 建物など一部変更になっている箇所がございます。あらかじめご了承ください。



津波浸水

- この図は、最大クラスの津波による浸水想定を示しています。
- 毎年更新の図(最新版)は、最新の状況で更新しています。
- この図は、避難場所の指定に当たって参考にしてください。

避難するべき場所がわかります

- さらに一歩高いところへ逃げようとする避難行動を目標として逃げましょう。近くにある高い場所は、浸水より高い場所、津波浸水予想範囲を越えて逃げましょう。
- (※) 事前に確認が大切。あなたのお住まいの地域は、浸水想定区域に属する場所があるかもしれません。
- (※) 高いに逃げ、避難に当たります。
- (※) 避難場所が指定されていません。できるだけ避難場所を指定してください。



▼田野町では、地震・津波や風水害、土砂災害に対する「そなえ」のため、【防災マップ】を作成し、町内全戸に冊子を配布、ホームページ等で公表し、住民の防災意識の醸成を図っている。

▼津波浸水区域の見直し等により、随時改定を行ってきており、最終改定はH30となっているが、それ以降【ため池ハザードマップ】の情報や、【土砂災害警戒区域（特別計画域）】、【洪水想定浸水区域】等が新たに設定され、改定が必要となっている。

▼これら被害想定の対象となる区域の多くは、様々な災害想定区域と重複しており、それらを総合的かつ適切に周知する必要がある。

奈半利川流域内にある防災重点ため池6池について、「ため池ハザードマップ」を令和2年度に作成した。

「ため池ハザードマップ」は、ため池が決壊した場合の浸水深や、浸水の広がる時間などを氾濫解析シミュレーションによって予測し、地図に浸水区域（被害が予想される範囲）や洪水到達時間を表示。また、緊急時の避難場所（学校、公民館など）や避難経路となる主要道路も標示している。

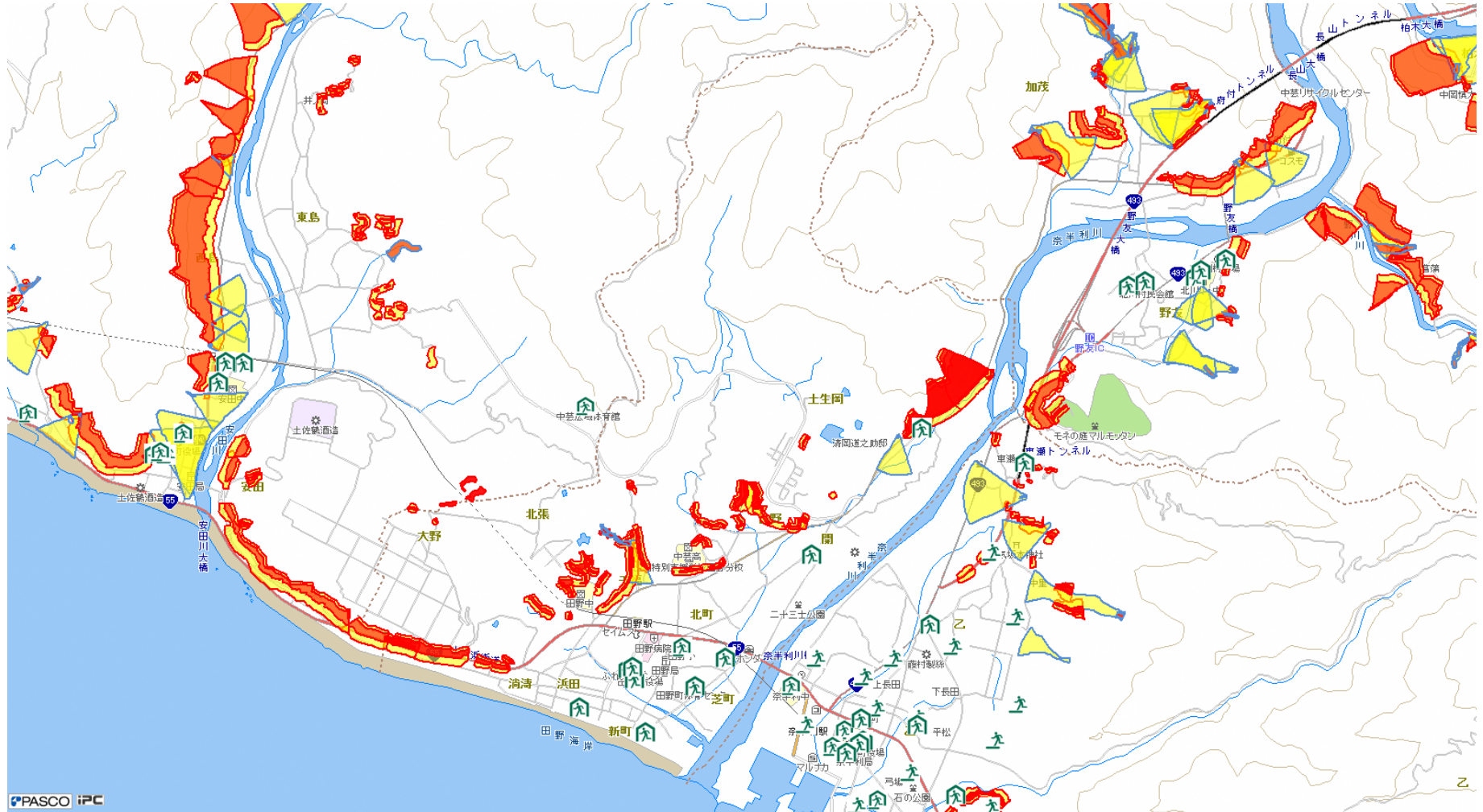


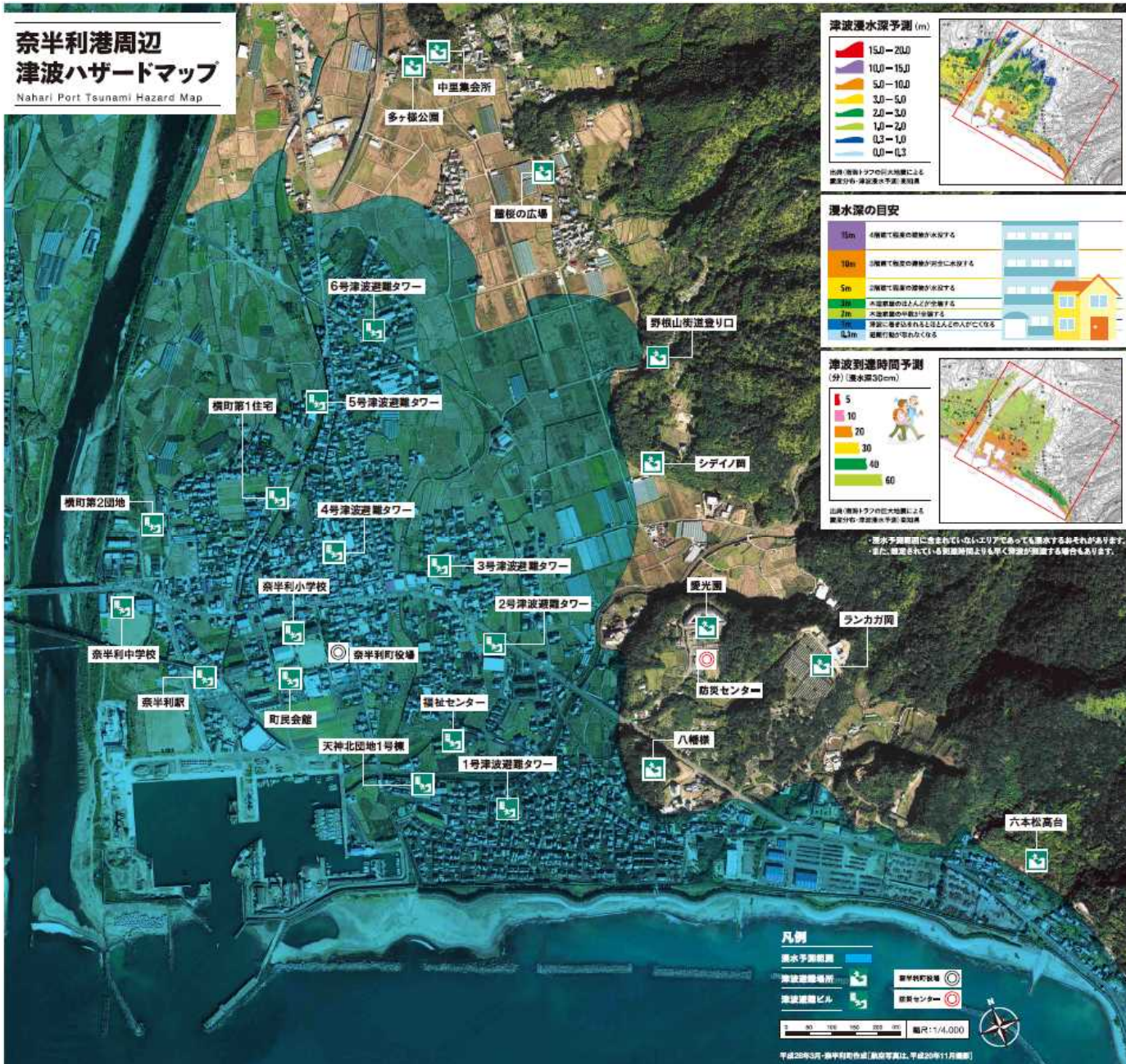
- 指定緊急避難場所**
指定緊急避難場所とは、避難所として利用し、避難所が被災した場合の避難場所として指定する場所を指す。
- 福祉避難所**
福祉避難所とは、避難所として利用し、避難所が被災した場合の避難場所として指定する場所を指す。
- 指定避難所**
指定避難所とは、避難所として利用し、避難所が被災した場合の避難場所として指定する場所を指す。
- 津波避難場所**
津波避難場所とは、津波発生時の避難場所として指定する場所を指す。

施設名	洪水	津波	火災	地震	噴火	その他
中野南校 (校舎)	○	○	○	○	○	○
中野南校 (体育館)	○	○	○	○	○	○
田野中学校 (校舎)	○	○	○	○	○	○
田野中学校 (体育館)	○	○	○	○	○	○
田野小学校 (校舎)	○	○	○	○	○	○
田野小学校 (体育館)	○	○	○	○	○	○
田野町役場	○	○	○	○	○	○
八幡神社	○	○	○	○	○	○
八王子宮	○	○	○	○	○	○
第1津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第2津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第3津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第4津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第5津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第6津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第7津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第8津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第9津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第10津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第11津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第12津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第13津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第14津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第15津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第16津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第17津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第18津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第19津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第20津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第21津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第22津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第23津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第24津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第25津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第26津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第27津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第28津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第29津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第30津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第31津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第32津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第33津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第34津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第35津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第36津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第37津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第38津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第39津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第40津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第41津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第42津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第43津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第44津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第45津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第46津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第47津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第48津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第49津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第50津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第51津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第52津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第53津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第54津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第55津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第56津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第57津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第58津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第59津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第60津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第61津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第62津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第63津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第64津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第65津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第66津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第67津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第68津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第69津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第70津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第71津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第72津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第73津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第74津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第75津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第76津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第77津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第78津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第79津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第80津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第81津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第82津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第83津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第84津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第85津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第86津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第87津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第88津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第89津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第90津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第91津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第92津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第93津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第94津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第95津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第96津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第97津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第98津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第99津波避難タワー	○	○	○	○	○	○
第100津波避難タワー	○	○	○	○	○	○

田野町

- 土砂災害警戒区域（イエロゾーン）：23箇所
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：21箇所





津波ハザードマップ

奈半利町

平成30年7月改訂版

このマップは、南海トラフ巨大地震による震度7地域分布・津波浸水深予測(平成24年12月の結果)を基に、津波ハザードマップ(津波浸水深予測)を作成しました。
このマップを参考に、早急な対策を講ずることで、津波被害を軽減し、命と財産を守ることが重要です。
また、津波ハザードマップ(津波浸水深予測)は、あくまで目安であり、実際の被害状況は、地震発生時の状況により異なります。

Nahari Tsunami Hazard Map

津波から身を守る10の心得

- 1 すぐやろう。住宅耐震化と家具の転倒防止。
- 2 あっ、揺れた。大事なものをまず守ろう。
- 3 足元注意。ガラスを踏めば要救助者。
- 4 揺れたら逃げる。全力で。
- 5 何かする。その選れが命取り。
- 6 浸水想定にとらわれるな。
- 7 率先避難がみんなを救う。
- 8 繰り返して、しつこく観望う大津波。
- 9 逃げよう。地域で決めた避難場所。
- 10 評定める避難訓練。

あなたの地域は、どれだけゆれるの？

奈半利町の沿岸部では、震度7のゆれが予想されています。
[まさか、ここで地震が起こるとは思いもよらなかった。]
被害が広がった家では、もう遅いのです。
あなたの地域の危険性を知り、
家族と地域を守るため日頃から地域に参入しよう。

震度指数: 6強

震度7はどんなゆれ？

- 耐震性の低い・水道設備は、傾くものや割れるものが多い。
- 耐震性の高い・水道設備でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い・鉄筋コンクリート造の建物では、傾けるものが多い。

このマップに関するお問い合わせは 奈半利町役場 総務課
電話) 0887-38-4011 FAX) 0887-38-7788

奈半利町ため池
ハザードマップ

佐古谷池

このため池ハザードマップは、平成30年度に県農地基盤課によるため池はん濫解析結果に基づき作成したものです。200年標準規模流量が対象ため池に流入した際に堤体が決壊した場合に被害が予想される範囲を表示しています。

降雨量に限らず、地震でも決壊する場合があります。災害の状況によっては、表示されている範囲以外においても、浸水が発生する可能性がありますので注意が必要です。

- 指定緊急避難場所**
災害から命を守るために緊急的に避難し身の安全を確保するための場所
- 指定避難所**
災害発生時、避難した住民が一時的に滞在することが出来る施設
- 対象ため池**
- その他のため池**
- 15分** ため池決壊後の到達時間
- 河川**
- 土砂災害**
(高知県 2019年3月29日告示分まで)
 - 警戒区域(急傾斜)**
 - 警戒区域(土石流)**
 - 特別警戒区域(急傾斜)**
 - 特別警戒区域(土石流)**

浸水の深さ

3m以上の浸水	2階以上が浸水
0.5-3mまでの浸水	1階が浸水
0.5m未満の浸水	床上浸水 床下浸水

500mを歩くのにかかる時間(平地)※目安

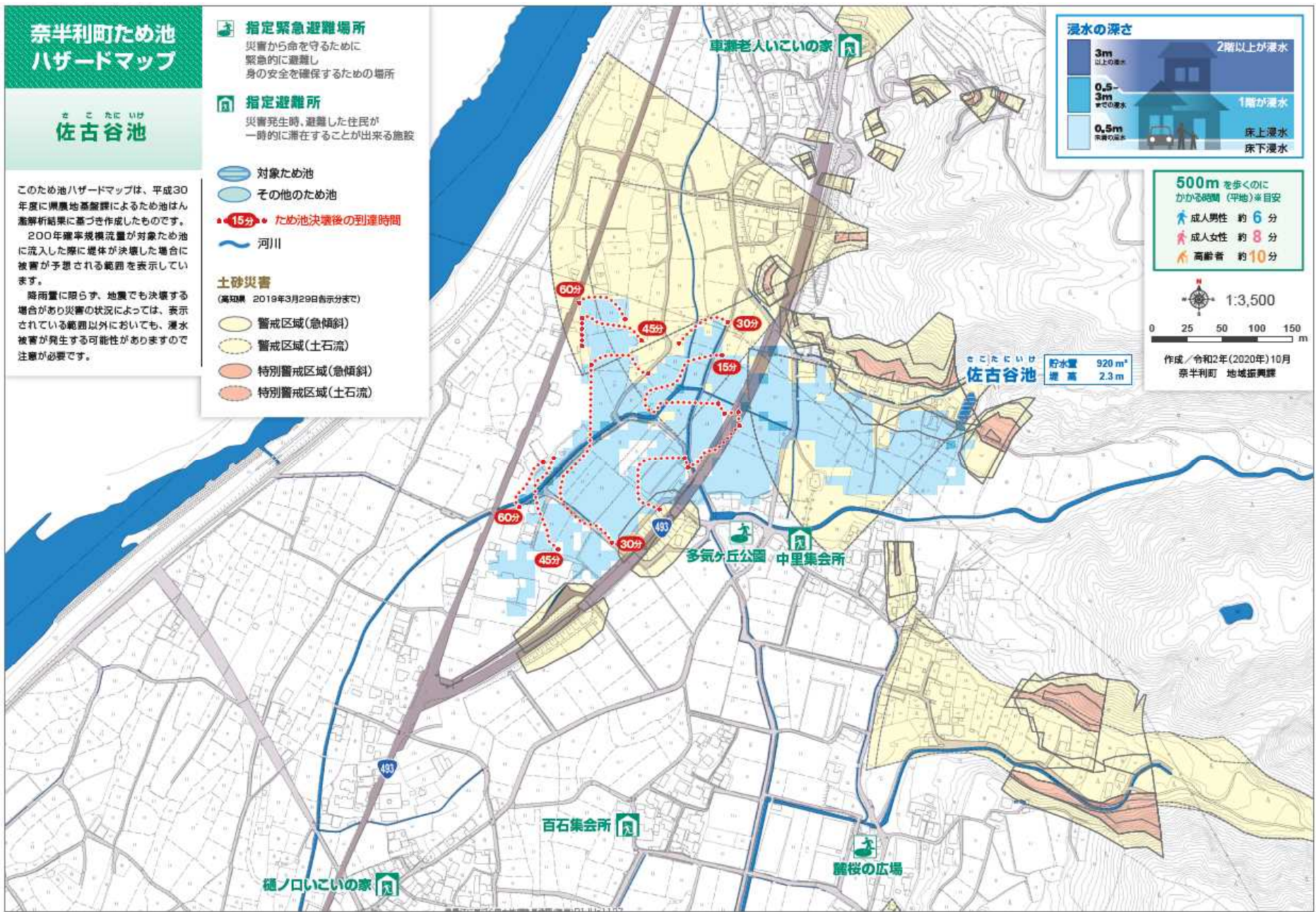
	約 6分
	約 8分
	約 10分

1:3,500

0 25 50 100 150 m

作成/令和2年(2020年)10月
奈半利町 地域振興課

貯水量 920 m³
堤高 2.3 m



- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。
また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができると規定された。

「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

公表年度	河川名
令和2年度まで	①四万十川 ②中筋川 ③後川 ④仁淀川 ⑤宇治川
	⑥物部川 ⑦鏡川 ⑧国分川 ⑨松田川 ⑩安芸川
	⑪吉野川 ⑫横瀬川 ⑬以布利川 ⑭香宗川 ⑮山北川
	⑯鎌井谷川 ⑰伊尾木川
	⑱坂折川 ⑲奈半利川 ⑳桜川 ㉑新荘川 ㉒柳瀬川
令和3年度	

令和3年7月に想定最大規模降雨を対象とする浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充されたことから、今後更に指定・公表を前倒していく。

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

対象	土砂災害警戒区域数
高知県	20,012箇所

市町村

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う

施設管理者

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難訓練結果の報告

田野町の自主防災組織の状況

■取組の内容

田野町には13の行政区（地区）があるが、その全ての地区において「自主防災組織」が設立されている。各組織ごとにと取組の温度差はあるものの、全ての組織が参加する「自主防災組織連絡協議会」において、各組織間の連携や情報共有を図り、活動の底上げ、活発化を図っている。

■組織ごとの活動

【上地地区】

上地地区では、地域の高齢者の集いの場と自主防災組織が連携、日頃からの顔の見える関係づくりに取り組んでいる。自主的に「避難カルテ」を作成し、地区内で避難に支援が必要な方などの把握を行ったうえで、定期的な避難訓練や防災学習会等を開催している。夜間の避難訓練についても実施し、避難ルートの確認、ルート上の危険個所の確認などを行っている。



定期的な防災倉庫の点検



役場職員等との勉強会



集いの場での非常食試食

広域防災拠点とは

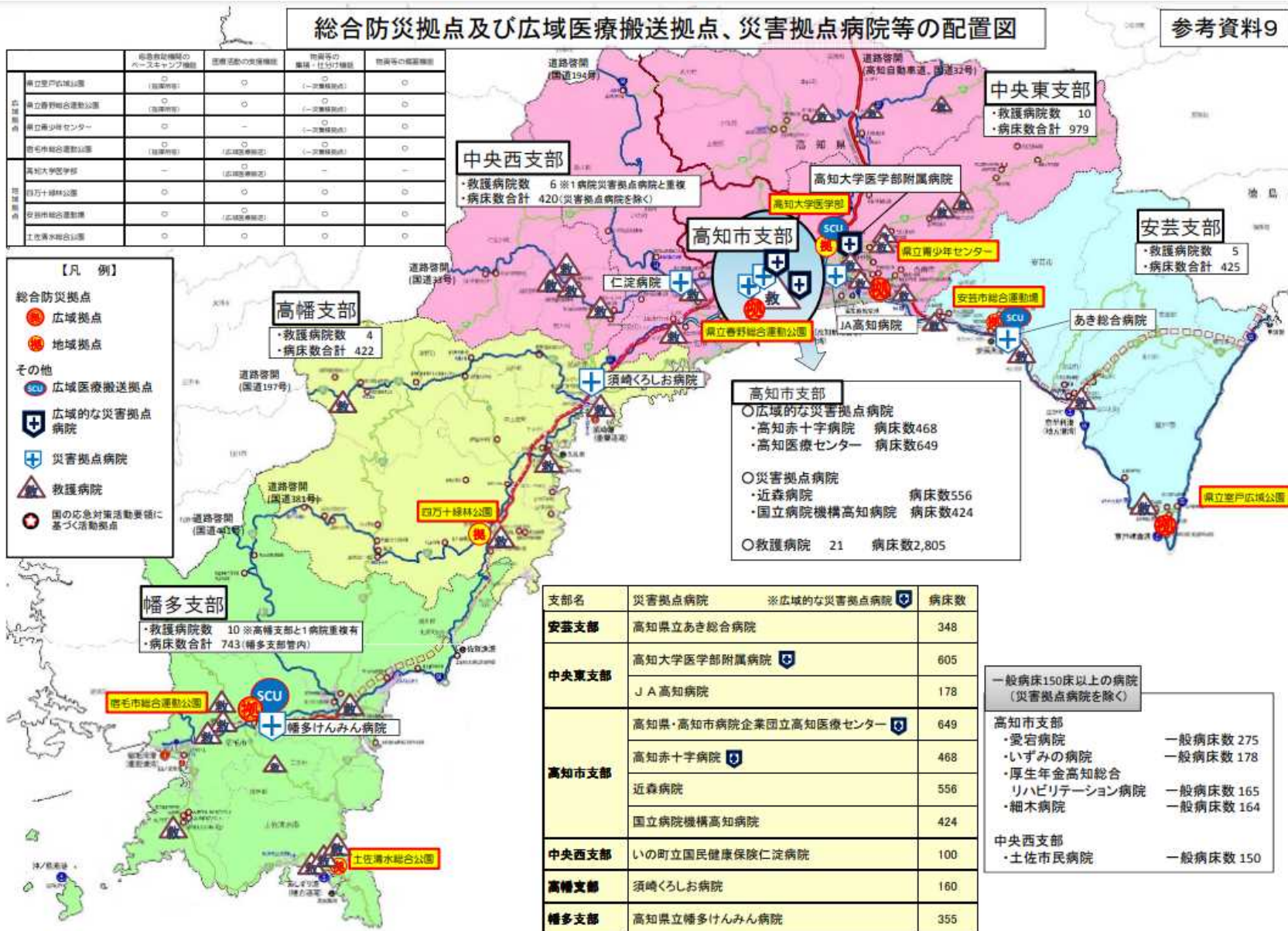
災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設。

総合防災拠点及び広域医療搬送拠点、災害拠点病院等の配置図

参考資料9

	総合防災拠点の ホームキャンプ機能	避難活動の実現機能	物資等の 備蓄・仕分け機能	物資等の 搬送機能
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知大学医学部	○	○	○	○
須崎くろしお病院	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
土佐清水総合公園	○	○	○	○

- 【凡例】
- 総合防災拠点
 - 広域拠点
 - 地域拠点
 - その他
 - SCU 広域医療搬送拠点
 - ⊕ 広域的な災害拠点病院
 - ⊕ 災害拠点病院
 - ⚠ 救護病院
 - ⊙ 国の応急対策活動要領に基づく活動拠点



中央西支部
 ・救護病院数 6 ※1病院災害拠点病院と重複
 ・病床数合計 420(災害拠点病院を除く)

中央東支部
 ・救護病院数 10
 ・病床数合計 979

安芸支部
 ・救護病院数 5
 ・病床数合計 425

高幡支部
 ・救護病院数 4
 ・病床数合計 422

高知市支部
 ○広域的な災害拠点病院
 ・高知赤十字病院 病床数468
 ・高知医療センター 病床数649
 ○災害拠点病院
 ・近森病院 病床数556
 ・国立病院機構高知病院 病床数424
 ○救護病院 21 病床数2,805

幡多支部
 ・救護病院数 10 ※高幡支部と1病院重複有
 ・病床数合計 743(幡多支部管内)

支部名	災害拠点病院 ※広域的な災害拠点病院 ⊕	病床数
安芸支部	高知県立あき総合病院	348
中央東支部	高知大学医学部附属病院	605
	J A 高知病院	178
高知市支部	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	649
	高知赤十字病院	468
	近森病院	556
	国立病院機構高知病院	424
中央西支部	いの町立国民健康保険仁淀病院	100
高幡支部	須崎くろしお病院	160
幡多支部	高知県立幡多けんみん病院	355

一般病床150床以上の病院
 (災害拠点病院を除く)

高知市支部
 ・愛宕病院 一般病床数 275
 ・いずみの病院 一般病床数 178
 ・厚生年金高知総合リハビリテーション病院 一般病床数 165
 ・細木病院 一般病床数 164

中央西支部
 ・土佐市民病院 一般病床数 150